

## 学会賞について（申し合わせ）

日本行動計量学会理事会

### 1) 学会賞の内容について

本学会は、功績賞・優秀賞・奨励賞、出版賞の四つの賞を設定し、功績賞・優秀賞は1986年より、奨励賞は1999年より、出版賞は2011年より授賞を開始する。

#### ① 日本行動計量学会“功績賞”

優れた業績によって、行動計量学の発展に著しく寄与したものを対象とする。原則として、毎年1名とする。受賞者は、総会において表彰され、1名につき10万円の副賞が授与される。

なお、“功績賞”の正式名称を“林知己夫賞（功績賞）”とする。

#### ② 日本行動計量学会“優秀賞”

行動計量学に関する、単数または複数の優れた研究業績を発表した個人または集団を対象とする。毎年1～2件に原則として授賞する。受賞者は、総会において表彰され、1件につき5万円の副賞が授与される。

なお、“優秀賞”の正式名称を“林知己夫賞（優秀賞）”とする。

#### ③ 日本行動計量学会“奨励賞”

若手の研究者で、日本行動計量学会発行の学術雑誌（「行動計量学」および「Behaviormetrika」）、または毎年行われる日本行動計量学会大会において、今後に期待される意欲的な研究業績を発表した個人を対象とする。毎年、原則として1名に授賞する。受賞者は、総会において表彰され、1名につき3万円の副賞が授与される。

なお、“奨励賞”の正式名称を“肥田野直・水野欽司賞（奨励賞）”とする。

#### ④ 日本行動計量学会“出版賞”

過去3年程度に刊行された行動計量学に関する優れた図書の著者・訳者（原則として3人以内）を対象とする。毎年、原則として1件に授賞する。受賞者は、総会において表彰され、1件につき5万円の副賞が授与される。

なお、“出版賞”の正式名称を“杉山明子賞（出版賞）”とする。

### 2) 受賞者の基礎資格について

- ① 個人受賞の場合は、賛助会員を除く会員（準会員、正会員、名誉会員）に限られる。
- ② 集団受賞の場合は、その半数以上が会員でなければならない。
- ③ 授賞に当たっては、本人の承諾を必要とする。
- ④ “功績賞”・“奨励賞”は一人一回に限る。

### 3) 対象とする研究業績（出版賞を除く）について

- ① 賞は、研究上の業績に与えられるものであるが、「人」を表彰するものであり、「特定の仕事」自体に賞を付与するものではない。従って、業績は単数の内容とは限らない。複数の内容（数編の論文）で

よく、全体として優れた内容であればよい。

- ② 業績は、研究論文のほか、優れた分析プログラム、データベース、測定・分析機器の開発・改善、大会報告、優れた調査研究など、幅広い学術的成果を含めるものとする。ただし、奨励賞の場合の業績には、日本行動計量学会大会の研究発表を含めるものとする。
- ③ 功績賞・優秀賞を受ける者の業績は、その主たるものが「行動計量学」「Behaviormetrika」、所属機関の刊行物（紀要、社内誌など）、一般誌（商業的な学術誌）、著書などに掲載されたものでなければならない。（他学会誌の論文が主たるものでは、いけない。）

#### 4) 選考の仕組みについて

##### ① 選考の手順

- (1) 選考委員長は、大会終了後最初の理事会で理事会が指名する。選考委員は選考委員長が指名する。
  - (2) 理事会は、各種候補者選考のため、大会終了後ただちに、以下の役職を含むメンバーからなる3つのワーキンググループ（WG）を組織し、とりまとめ役を決める。
    - ・功績賞 WG：事務局1名、学会誌編集委員長、理事会が指名した若干名のメンバー
    - ・優秀賞・奨励賞 WG：事務局1名、学会誌編集委員長、和文誌編集委員長、欧文誌編集委員長、理事会が指名した若干名のメンバー
    - ・出版賞 WG：事務局1名、広報委員長、運営委員長、理事会が指名した若干名のメンバー各ワーキンググループは、複数候補者の情報の収集を開始する。
  - (3) 各ワーキンググループは、複数の候補者の情報を、担当理事を介して選考委員長に報告する。
  - (4) 選考委員会は、ワーキンググループからの情報に基づき、審査にあたる。
  - (5) 審査に当り、委員会は特定の候補者の業績について、秘密を条件として、協力者の意見を求めることができる。協力者は会員に限るものとする。
  - (6) 委員会は、審査した最終的な候補者を、選考理由を付して、理事会に提案する。
  - (7) 理事会が委員会提案の候補者を承認したとき、受賞者が決定する。承認は出席理事の過半数の同意による。ただし、受賞者に受諾の意志がない場合は、この決定を無効とする。
- ② 委員会の審議において、種々の事情から最終的な候補を選べなかった場合、当該年度の授賞を見送ることができる。
  - ③ 委員会の事務は、事務局が補佐する。
  - ④ 審査・選考の経緯などについては、審査に関与した者を除き、非公開とする。
  - ⑤ 個別の事例について問題が生じたときは、そのつど、選考委員会が決定し、その内容を記録に留め、慣例として集積する。
  - ⑥ 委員会およびワーキンググループは、総会での授賞終了をもって解散する。また、授賞を見送る場合も、総会報告終了後に解散する。

#### 5) 選考委員が受賞候補となる可能性が生じた場合について

- ① 選考の過程で受賞候補者が少数に絞られ、その中に選考委員が含まれた場合、その選考委員は選考委員を辞任しなければならない。

「受賞候補者が少数に絞られた」という段階の認定は、選考委員長が行う。

② 選考委員長が、上記の段階で候補者になった場合は、理事会に申し出て選考委員を辞任するものとする。

6) 学会賞特別会計について

① 授賞に要する基金の積立てのため、学会賞特別会計を開設する。

② 特別会計の繰入れ金は、原則として寄付金をもって当てる。また、必要に応じて行う通常会計からの繰入れを妨げないものとする。

平成27年9月2日現在